

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第128号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録簿の閲覧) 第4条 省令第4条の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、広域振興局土木部及び土木部土木センター（岩手土木センターを除く。）に高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。 2～7 [略]	(登録簿の閲覧) 第4条 省令第4条の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）を一般の閲覧に供するため、広域振興局土木部及び土木部土木センター（ <u>岩手土木センター及び千厩土木センター</u> を除く。）に高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を設置する。 2～7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。